

市内の分譲マンション管理組合の皆様へ

# 分譲マンションの管理に関する アンケート調査のお願い

みなさまには、日頃、尼崎市の住宅行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

分譲マンションは、建物の老朽化と区分所有者の高齢化といった「2つの老い」が進行し、今後、管理組合の機能低下等によって区分所有者による合意形成が困難となり、管理不全に陥る可能性が指摘されており、市内においては、築35年以上のものは3割を超えている状況です。

管理組合の取組だけでは、「2つの老い」に的確に対処することは困難であり、今後、分譲マンションの管理不全を予防し、その改善を図るなど、マンション管理の適正化を推進するために、市が能動的に関与していく必要があります。そのため、本市では、市内の分譲マンションの個々の管理状況を継続的に把握し、個々の管理状況に応じた適切な支援につなげるため、市内の全ての分譲マンションの管理組合を対象にアンケート調査を実施いたします。

つきましては、お忙しいところお手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。  
(調査票のご提出をいただけなかった場合は、再度の調査協力のお願いや、訪問等による聞き取り等を実施する予定としております。)

令和5年11月 尼崎市

## ■ 調査の扱い

- 回答結果は、マンション施策をはじめとする政策の検討の基礎資料とさせていただくものであり、それ以外の目的に使用することはありません。
- 各マンションに係る個別の情報について、開示することはありません。また、個人情報についても法令を遵守し、公表することはありません。

## ■ 回答方法

以下のいずれかの方法によりご回答をお願いします。

○郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）

○FAX（FAX番号：06-6489-6597宛に送信してください）

## ■ 提出期限

令和6年1月5日（金）

（裏面につづく）

## ■ 問合せ先

調査に関するお問合せはこちらまでお願いします。

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

T E L : 06-6489-6608 F A X : 06-6489-6597

## ○ マンション管理計画認定制度についてお知らせ ○

マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理組合は尼崎市から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができます。

今回アンケートの回答と合わせて、認定制度の活用をご検討ください。(同封しているチラシを参照ください。)